

第4部 計画事業の実現に向けて

第1章 計画の達成状況の評価

1. 目標の達成状況の評価手法

町は、各事業の進捗状況を把握し、計画指標の達成度を算定します。達成度と目標値の差異を比較し、原因等を分析した上で、その結果を次項に示す「吉見町スムーズ行動プラン検討会」に報告します。

また、計画指標は事業の達成状況を計測するためのもので、事業の内容や適切性を評価するものではありません。そこで、計画指標の達成度評価・分析にあわせ、費用、収入、収支、効果などの把握も行うこととします。

2. 計画の見直し基準

コミュニティ交通（※）については、後述する「運行継続等基準」に基づき見直しを行っていきます。その他の事業や計画全体の見直しについては、実施後に満足度調査、効果検証などを行い、実施前後の比較状況を把握したうえで、その結果から見直しの必要性を検討し、「吉見町スムーズ行動プラン検討会」に報告します。

（※）コミュニティ交通

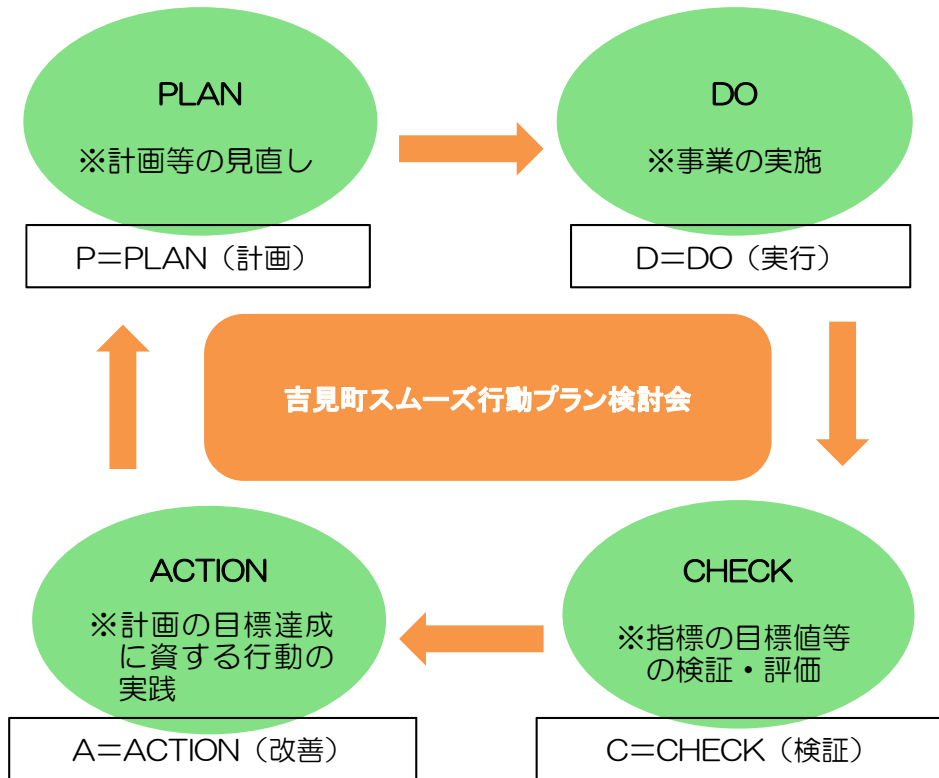
コミュニティ交通に関する統一的な見解・定義はありません。

ここでは、コミュニティ交通を「町が主体的に計画して運営主体となり、一般乗合旅客自動車運送事業者（バス、タクシー）に委託・補助をして運行する、あるいは市町村運営有償運送を行うなどして運行する交通システム」とします。

第2章 進行管理体制及び進行管理内容

1. 進行管理体制

計画の達成状況に関する評価は、スムーズ行動プラン検討会が、PDCA サイクルにより、指標の目標値や事業の進捗状況を定期的に評価するものとします。また、地域の状況や社会情勢が変化した場合は、計画の見直しなどについても、進行管理を行うものとします。



2. 進行管理内容

①町の役割

施策・事業の進捗状況をモニタリングします。1年に1回程度、事業の進捗状況及び設定した指標の評価値、並びに、事業の費用、収入、収支、効果などを吉見町スムーズ行動プラン検討会に報告します。

②各事業主体の役割

町及び交通事業者等は、計画に位置づけた事業の実現に向け、協力・連携のもと、それぞれの取り組みを着実に実施するものとします。

③町民の役割

社会が成熟し、人々の暮らしは多様化しています。少子高齢化、人口減少などの問題もでてきました。このような状況にきめ細やかに対応していくためには、行政や民間事業者の力だけでは十分ではありません。路線を維持・拡充していくための公共交通の積極的な利用など、町民一人一人ができることからはじめ、計画事業の実現に向けた取り組みの推進、協力を行うものとします。

④公共交通の運行継続・見直しルール

町が運営主体となる公共交通については、利用者数や収支率等による運行継続・見直し等の基準を設け、定期的に必要な見直しを行うものとします。

⑤吉見町スムーズ行動プラン検討会の役割

吉見町スムーズ行動プラン検討会では、町のモニタリング報告を受け、適切に事業が実施されているか、その成果が適正であるか等を検討し、今後の事業の進め方を助言します。また、必要に応じて本計画を変更するものとします。

なお、吉見町スムーズ行動プラン検討会は、道路運送法に基づく「地域公共交通会議」と地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく「法定協議会」を兼ねる組織です。

第3章 公共交通の再編に係る課題とその対応方針

本計画に位置づけた計画事業のうち、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第2条第11号に基づく地域公共交通再編事業となりうる基本方針1「マイカーに過度に頼らず生活できる選択性の高い公共交通システムの構築」の計画事業に関しては、同法第5条の規定に基づき、次のとおり、交通システムの再編に係る課題とその対応方針を定めます。

1. 公共交通の再編に係る課題とその対応方針

事業	課題	対応方針
各事業共通	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町外の運行等に関する、自治体や運送事業者（バス、タクシー）との調整等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運輸局や県に対する広域交通に関する支援要請
事業1-1-1 民間路線バスの維持・拡充による町外アクセスの確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 路線バス事業者の採算性確保 ・ 隣接自治体との協調 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 路線バス事業者との協議 ・ 路線バス利用促進策の実施 ・ 路線バス維持対策の検討 ・ 隣接自治体との連携、共同取り組み等
事業1-1-2 朝夕の通勤・通学時間帯における路線バスの輸送力強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 路線バス事業者の採算性確保 ・ 隣接自治体との協調 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 路線バス事業者との協議 ・ 車両確保支援策（車両更新時の買い替え支援など）の検討 ・ 隣接自治体との連携、共同取り組み等
事業1-2-1 移動制約者の日中移動需要に対応するデマンド型交通導入	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存交通事業者の合意 ・ 事業者の実施可能性 ・ 運行形態、運行サービスの決定 ・ 運行費用の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 吉見町スムーズ行動プラン検討会での合意形成 ・ 町内及び近隣地域における運行可能事業者の把握（ヒアリング） ・ 運送形態や運行サービス（運賃含む）の検討 ・ 国や県の助成の可能性検討、地方交付税の可能性検討
事業1-2-2 学生等、利用者・目的を限定した朝夕のデマンド型交通【社会実験】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存交通事業者の合意 ・ 事業者の実施可能性 ・ 運行形態、運行サービスの決定 ・ 運行費用の確保 ・ 社会実験後の民間事業としての可能性 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 吉見町スムーズ行動プラン検討会での合意形成 ・ 町内及び近隣地域における運行可能事業者の把握（ヒアリング） ・ 運送形態や運行サービス（運賃含む）の検討 ・ 国や県の助成の可能性検討、地方交付税の可能性検討 ・ 社会実験の結果、民間の自主運営の可能性等の検討、支援策検討
事業1-3 町内企業の通勤手段転換促進（企業バスから路線バスへ）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の送迎バス運行事業者との契約期間未了等 ・ 路線バスの運行と企業等のコスト軽減 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の送迎バス運行事業者との契約期間完了を想定した準備、段階的实施など ・ 路線バス事業者への大口定期割引、一括大口割引回数券等の検討要請

2. コミュニティ交通の運行継続等基準の策定方針

一般的に、コミュニティ交通は運賃収入だけで費用を賄うことが困難です。しかしながら、公的な財政負担が過重になった場合、維持していくことが困難になります。コストを抑制するための交通ネットワーク縮小やサービス水準の低下が、更なる利用者の減少を招く「負のスパイラル」に陥ってしまうと、交通システムの維持は益々困難になります。

そこで、コミュニティ交通の運行に関する公的なルールとして「運行継続等基準」を設け、維持に必要な需要量、適正なコスト負担などを明らかにし、費用対効果を検証した上で、定められたルールに則って、導入や見直しを行っていくことが必要になります。

なお、先進的な自治体では、このようなルールを設けた上で運行を開始し、毎年モニタリングを行い運用改善・需要喚起を行っています。

今後、本計画の実施計画を策定する中で、コミュニティ交通に関して具体的な地域公共交通再編事業に係る事項を位置づける場合は、実際の運行開始までに、先進事例等を参考にしながら、運行の開始・継続・廃止等の基準と、その運用ルールを定めることとします。

■相模原市のコミュニティバスの導入基準（抜粋）

コミュニティバス 導入条件 ③ 「運行基準」に整合し、実証運行期間中に「運行継続条件」を満たす見込みのある運行計画の策定


〈運行基準（サービス内容）〉

- **運行間隔**: 毎時1本（午前8時台～午後6時台）
- **運賃**: 近隣の路線バス運賃と同等（割引サービス等も適用する）
- **バス停間隔**: 原則として200m間隔
※設置位置は、道路状況・土地利用状況・住民意向等を考慮して決定

〈運行継続条件〉
「1便当たり輸送人員が10人以上であること」
かつ「運賃収入が車両償却費等を除いた経常費用の50%以上であること」

● **運行形態**: 定時定路線
※通常の路線バスのように、決められた運行経路を決められた時間に運行する路線

● **車両**: バリアフリー化されたバス



■相模原市の乗合タクシーの導入基準（抜粋）

乗合タクシー 導入条件 ③ 「運行基準」に整合し、実証運行期間中に「運行継続条件」を満たす見込みのある運行計画の策定

運行基準（サービス内容）

運行間隔	運行本数や運行日については、地域の需要に合わせ柔軟に設定する。（運行本数は1日10便程度とする）
運賃	均一運賃を基本とし、路線バスよりも高く、タクシーよりも安い設定とする。 ※路線長が長い場合には、ゾーン運賃制の導入を検討する。
停留所	地域の需要に合わせて設置し、乗降は停留所のみとする。 ※設置位置は、道路状況・土地利用状況・住民の利用意向等を考慮して決定する。
運行形態	事前予約制（需要応答型の区域運行）を基本とする。
車両	セダン型、またはワゴン型車両を使用し、交通事業者が所有する車両の使用を基本とする。

※生活交通維持確保路線等からの転換に伴う運行内容の検討は、従前の利用状況や運行内容を勘案した上で個別に検討を行うこととします。

運行継続条件……「稼働した便の1便当たりの輸送人員が1.5人以上であること」
かつ「全運行本数に対する実運行本数の稼働率が50%以上であること」



資料編

吉見町町民行動基本計画策定経過

平成28年

- 5月31日 吉見町スムーズ行動プラン検討会の設置
- 6月 7日 吉見町議会全員協議会
- ・スムーズ行動プラン検討会の設置について
 - ・吉見町町民行動基本計画の策定スケジュールについて
- 7月 1日 吉見町スムーズ行動プラン検討会（第1回 全体会議）
- ・会議開催等のスケジュールについて
 - ・アンケート調査等について
- 7月11日 バス利用者アンケート調査
- ・回答総数 240 人
- 7月24日 道の駅来訪者ヒアリング調査
- ・回答総数 326 人
- 7月25日 地域住民のニーズ調査（8月8日まで）
- ・調査対象：65歳以上の町民 1,000 人、回答総数 731 人
 - ：高校生及びその関係者 1,000 人（高校生 500 人・保護者 500 人）、回答者総数 586 人（高校生 294 人・保護者 292 人）
 - ：18歳以上 65歳未満の町民 1,000 人、回答者総数 544 人
- 8月31日 吉見町議会全員協議会
- ・各種調査の経過報告
 - ・懇談会の開催について
- 9月21日 吉見町スムーズ行動プラン検討会（第1回 作業部会）
- ・アンケート集計結果について
 - ・懇談会の開催について
- 9月25日～ スムーズ行動町民懇談会実施（全5回 参加者数 197 人）（9月29日まで）
- ・町民会館フレサよしみ、北公民館、東公民館、南公民館、西公民館で実施
- 11月 9日 吉見町スムーズ行動プラン検討会（第2回 作業部会）
- ・各種調査結果について
 - ・スムーズ行動町民懇談会について
 - ・吉見町町民行動基本計画の構成要素（案）について
 - ・方針、計画目標、計画事業等の集約方法について
- 11月25日 吉見町スムーズ行動プラン検討会（第1回 利用者分科会）
- ・基本方針、計画目標、計画事業（叩き台）について（意見、提案等）
- 〃 スムーズ行動町民懇談会について、町議会議員へ報告
- 〃 冊子「公共交通等に関するアンケート結果及びスムーズ行動町民懇談会について報告します」を町内回覧。
- 紙面の都合で冊子に掲載できなかった懇談会の質疑、意見等を「スムーズ行動町民懇談会の記録」として、町ホームページで公開。

- 1 2月13日～ 吉見町スムーズ行動プラン検討会（企業バス運行者分科会）（12月14日まで）
 - ・企業バスの現況について
 - ・基本方針、計画目標、計画事業（叩き台）について（意見、提案等）
- 1 2月15日～ 吉見町スムーズ行動プラン検討会（交通事業者分科会）（12月19日まで）
 - ・町内交通事業の現況、展望等について
 - ・基本方針、計画目標、計画事業（叩き台）について（意見、提案等）
- 1 2月26日 吉見町スムーズ行動プラン検討会（第2回 利用者分科会）
 - ・企業バス運行者分科会及び交通事業者分科会の経過報告
 - ・基本方針、計画目標、計画事業（素案）について（意見、提案等）

平成29年

- 1月17日 吉見町スムーズ行動プラン検討会（第3回 作業部会）
 - ・各分科会の経過報告
 - ・吉見町町民行動基本計画（素案）について
- 2月 2日～ パブリックコメントの実施（2月16日まで）
- 3月 1日 吉見町議会全員協議会
 - ・吉見町町民行動基本計画（素案）について
- 3月28日 吉見町スムーズ行動プラン検討会（第2回 全体会議）
 - ・経過報告
 - ・吉見町町民行動基本計画（案）を承認

吉見町スムーズ行動プラン検討会委員名簿

	委員区分	所 属	氏 名	備 考
1	町長又はその指名する者	吉見町副町長	菅野 明雄	委員長
2	町議会の議員	吉見町議会議員	内野 正美	
3	〃	吉見町議会議員	荻野 勇	
4	住民及び利用者の代表	吉見町区長会長	角田 賢三	
5	〃	吉見町シニアクラブ連合会長	柴崎 和男	
6	〃	吉見町立西小学校PTA会長	小野 雅宏	
7	一般旅客自動車運送事業者	川越観光自動車(株)運行車両部長	長南 克幸	
8	〃	東武バスウエスト(株)川越営業事務所長	佐藤 弘行	
9	〃	(株)平成エンタープライズ運行部長	伊藤 和弘	
10	〃	(有)吉見タクシー取締役	小川 まゆみ	
11	上記事業者が組織する団体	埼玉県バス協会専務理事	鶴岡 洋	
12	〃	埼玉県乗用自動車協会事務局長	藤田 貢	
13	事業者の運転手組織の代表	東武バス労働組合川越分会長	武藤 辰也	
14	有償運送を行う社福法人等	吉見町社会福祉協議会主事	田中 健一	
15	埼玉運輸支局長又はその指名する者	関東運輸局埼玉運輸支局首席運輸企画専門官	古屋 仁	
16	県交通政策課長又はその指名する者	埼玉県交通政策課交通企画・バス担当主査	畦地 英樹	
17	道路管理者（県道）	東松山県土整備事務所管理担当課長	高橋 貴和	
18	道路管理者（町道）	吉見町まち整備課長	中島 浩規	
19	警察関係者	東松山警察署交通課長	菊地 隆雄	
20	町長が必要と認める者	吉見町商工会事務局長	新井 和利	副委員長
21	〃	プリマ食品(株)代表取締役社長	廣部 正隆	
22	〃	佐川ロジスティクスパートナーズ(株)管理課長	村上 善則	
23	〃	東洋製罐(株)埼玉工場総務課係長	小西 彰	
24	〃	公募委員	佐川 幸夫	
25	〃	公募委員	吉田 紀美子	
26	〃	吉見町総務課長	栗林 一之	
27	〃	吉見町地域振興課長	小川 輝由	
28	〃	吉見町福祉町民課長	松本 かおり	
29	〃	吉見町教育総務課長	大野 猛	

吉見町町民行動基本計画

発行 吉見町

編集 政策財政課

〒355-0192

埼玉県比企郡吉見町大字下細谷 411 番地

TEL 0493-54-1511(代)

FAX 0493-54-4200

URL <http://www.town.yoshimi.saitama.jp/>

発行年月 平成29年3月



吉見町
Yoshimi